

資本金の半額損失

PERTE DE LA MOITIE DU CAPITAL

会社の自己資本が資本金の半分を下回った場合取るべき措置が、商法（株式会社（SA）においてはL 225-248 条 1 項、有限会社（SARL）についてはL 223-42 条 1 項、簡易的株式会社（SAS）はL 227 条 2 項）に規定されています。

同措置の内容は以下の通りです：

1. 損失を鑑み、株主総会を開催し以下いずれかの決議を行う。（同総会は、決算承認の総会から4ヶ月以内に開催することとなっていますが、実際には決算承認の総会と同じ日に開催されることが多く見られます）：
 - ☞ 会社解散
 - ☞ 事業継続
2. 事業の継続が決議された場合その旨を商業・会社登記簿に公告しなければならず、その際K-Bis（商業登記簿謄本）上に「自己資本が資本金の半額以下」と記載されます。また、損失の確認が行われた総会から2年目の事業年度終了時まで、以下のいずれかの措置を取らなければなりません：
 - ☞ 利益を上げる、又は増資を行うことによって、自己資本を少なくとも資本金の半額にまで立て直す。
 - ☞ 余剰金取り崩し後の損失額と同額の減資を行う。但し、最終的な資本金は法律で定められた最低資本金額を下回ってはならない。

最初の期限までに自己資本の立て直しが行われず、株式資本が一定の基準額を超えている場合（2023年3月9日法第2023-171号）、さらに第2会計年度末までにこの基準額以下まで減資させなければなりません。

基準額は以下の通りです。

- ☞ SARL および SAS の場合、最終会計年度末の総資産額の 1%
- ☞ SA および SCA については、最終会計年度末の総資産額の 1%と、これらの形態の会社に要求される株式資本の最低額である 37,000 ユーロのいずれか高い方

SA および SCA は、少なくともこの最低額と同額にすることを目的とした増資を条件にしか、その株式資本を法定最低額の 37,000 ユーロを下回る額まで減少することはできません（L224-2 条および L225-248 条、法律 2023-171 により改正された第 4 項）。

例

A - 資本金	1,000,000 €
B - 余剰金	200,000 €
C = A + B 自己資本計	
	1,200,000 €
D = 2024/1/1 から 2024/12/31 事業年度の損失額	800,000 €
E = C - D 2024/12/31 時点の自己資本計	400,000 €

（資本金 1,000,000 €の 50%以下）

2027 年度末総資産額 : 15,000,000€

2024	2025	2026	2027	2028	2029
2024/12/31	2025/6/30	2026/12/31	2027/12/31	2028/12/31	2029/12/31
800,000 ユーロ の損失	決算承認の株 主総会と特別 総会を開催		自己資本を資本 金の半額まで回 復させる期限* * 決算時に資本 金が総資産額の 1%またはそれ 以上の場合 (SA の場合この金額 が 37,000€より 高い場合は 37,000€, さ らに 2 年以内に減 資を行う		自己資本を資本 金の半額まで回 復させる最終期 限 (ケースによ り最高 4 年)

自己資本を再建する方法として、

- ⇒ 2025年、2026年、2027年で、累計10万ユーロ以上の利益を上げる。
- ⇒ 2025年、2026年、2027年で、利益も損失も出なかった場合は20万ユーロの増資を行う。（これにより新たな資本金が120万ユーロ、自己資本が60万ユーロとなる）

または余剰金を取り崩し、残った損失分の減資を行うこととなります。

$$800,000 \text{ €} - 200,000 \text{ €} = 600,000 \text{ €}$$

$$1,000,000 \text{ €} - 600,000 \text{ €} = 400,000 \text{ €} \text{ (新たな資本金)}$$

上記の例では、2027年に自己資本を資本金の半額まで立て直していない場合、2年間の（2029年末まで）の追加期間が発生します。これは、2027年末時点の資本金（100万ユーロ）が総資産額の1%という基準（ $15,000,000 \text{ €} \times 1\% = 150,000 \text{ €}$ ）を超えているためです。従って同社は、2029年末までに資本金を最低基準である15万ユーロ（総資産額の1%）まで減少させる必要があります。

ここでは概要の説明だけに留めましたが、これらの措置の実際の適用については顧問弁護士（および監査人）にご相談ください。